

## 第2章 施設計画の検討

### 2-1 全体計画の検討

#### (1) 敷地構成の検討

##### ①開発区域及び敷地の設定

新病院を建築するための建築基準法に規定する敷地（以下「敷地」という。）を新用地の範囲内で設定することは、整備計画に対応する建築物の規模を確保する上で、容積率の規制などから困難である。

従って、現用地と新用地合わせた区域内で敷地を設定する必要があるが、このことは、都市計画法に規定する開発行為にあたり、都市計画法第34条の2に規定する手続きが必要となる。

本計画において開発行為を行うための都市計画法に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）は、現用地と新用地を合わせた区域とする。

また、敷地は開発区域から都市計画道路区域、道路後退区域及び都市計画法に基づく緑地を除いた区域とする。

##### ・都市計画道路区域

新用地に接する市道渚中宮線には都市計画道路渚禁野線が定められているため、都市計画道路の計画線を敷地と道路の境界線とする。

##### ・道路後退区域

現用地に接する市道禁野第2号線の南北方向区間は幅員が約4m程度であることから、枚方市開発事業等の手続き等に関する条例に基づき道路後退が必要であり、道路後退線を敷地と道路の境界線とする。

##### ・都市計画法に基づく緑地

都市計画法施行令第25条第6号の規定により、開発区域内に開発区域面積の3%以上の面積の緑地等を設ける必要があり、新用地の一部に都市計画法に基づく緑地を設けるものとする。なお、都市計画法に基づく緑地は敷地外となる。

なお、開発区域及び敷地等の面積は下表のとおりである。

表2-1-1 開発区域及び敷地等の面積

開発区域	約23,200m <sup>2</sup>	敷地	約22,200m <sup>2</sup>
		都市計画法に基づく緑地	約700m <sup>2</sup>
		都市計画道路区域	約290m <sup>2</sup>
		道路後退区域	約10m <sup>2</sup>

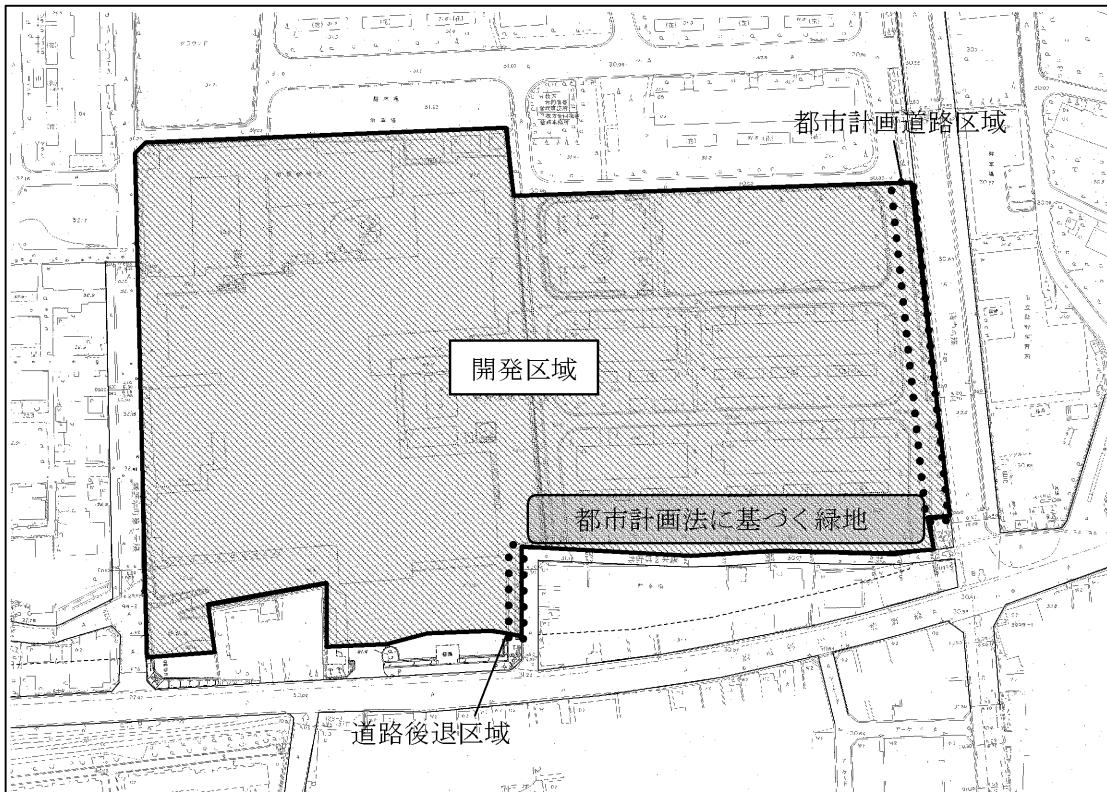


図2-1-1 開発区域及び敷地設定図 1/2,000

## ②敷地形態に基づく条件

敷地構成を検討するうえで、敷地形態に基づく条件には以下のものがあり、条件に適合する構成とする。

- ・現病院の建築物は現用地のほぼ全域に建てられているため、現病院の機能を損なうことなく運用しつつ新病院の建築物を建築するためには、敷地のうち新用地の範囲内に配置する必要がある。
- ・計画地南側に接する府道杉田口禁野線は、交通量が多く車両の出入口を設けることには適さない。また、西側に接する市道禁野本町第1号線は、府道杉田口禁野線との交差点部に信号機が無いため、新病院への車両の進入路としては不適当である。一方、東側に接する市道渚中宮線は、幅員が比較的広く交通量も少ないうえ、府道杉田口禁野線との交差点部には信号機も設置されているため、新病院への進入路として適している。
- ・徒歩による来院者の出入は、府道杉田口禁野線が京阪枚方市駅方面に通じていることや、バス路線であり計画地に隣接してバス停があることから、府道杉田口禁野線側からが多いものと考えられる。

---

### ③法令等に基づく条件

敷地構成を検討するうえで、法令等に基づく条件には以下のものがあり、条件に適合する構成とする。

- ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例第9条第1項第3号、及び枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく土地の利用に係る基準第4に基づき、建築物の地上階数及び高さが定められている。また、その緩和基準が定められている。計画地における病院に対する基準は次のとおりである。

#### (建築物の地上階数及び高さ)

第一種中高層住居専用地域の場合 地上5階以下かつ15m以下

⇒整備計画に対応する建築物の規模を確保する上で適合できない。よって、下記の緩和基準を適用する。

#### (建築物の地上階数及び高さの緩和)

次の諸条件が整備される場合は、建築物の地上階数及び高さの基準数値を上回ることができる。

接道要件：幹線道路又は準幹線道路に接していること

⇒府道杉田口禁野線＝幹線道路 市道渚中宮線＝準幹線道路

接道割合：上記の道路が開発区域全周の8分の1以上接道していること。

⇒約158m > 約722m ÷ 8 = 約90.3m

自動車駐車場：下記に記す自動車駐車場の基準に適合していること。

自転車置場：下記に記す自転車置場の基準に適合していること。

公園・緑地：敷地面積の15%以上あること。

⇒約22,200m<sup>2</sup> × 0.15 = 約3,330m<sup>2</sup>

都市計画法に基づく緑地面積を含んでよい。

都市計画法に基づく緑地面積 約700m<sup>2</sup>

敷地内緑地面積 約3,330m<sup>2</sup> - 約700m<sup>2</sup> = 約2,630m<sup>2</sup>を確保する。

- ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例第9条第1項第7号、及び枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく土地の利用に係る基準第8に基づき、駐車場所の確保の基準が定められている。計画地における病院に対する基準は次のとおりである。

#### (自動車駐車場の大きさの基準)

自動車1台当たりの大きさは、2.5m × 5.0mを標準とする。

#### (自動車駐車場の設置基準)

敷地内にベッド10床当たり2.5台分以上を確保する。

⇒335床 ÷ 10床 × 2.5台 = 83.75台 84台分以上確保する。

#### (自転車駐車場の大きさの基準)

自転車1台あたりの大きさは、0.6m × 1.9mを標準とする。

#### (自転車駐車場の設置基準)

敷地内にベッド10床当たり3台分以上を確保する。

⇒335床 ÷ 10床 × 3台 = 100.5台 101台分以上確保する。

- 
- ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例第9条第1項第4号、及び枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく土地利用に係る基準第5に基づき、開発区域内の緑化の基準が定められており、枚方市緑の基本計画に定める基準とされている。病院に対する基準は次のとおりである。

(開発区域内の緑化率の目標)

30%

⇒開発区域内の緑化面積	約23,200m <sup>2</sup> ×0.3=約6,960m <sup>2</sup>
都市計画法に基づく緑地面積	約700m <sup>2</sup>
敷地内の緑化面積	約6,960m <sup>2</sup> -約700m <sup>2</sup> =約6,260m <sup>2</sup>

- ・大阪府自然環境保全条例第33条第1項に基づき、建築物及びその敷地の緑化の基準が定められている。地上部に対する緑化基準は次のとおりである。

(地上部の緑化基準)

緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。

ア (敷地面積-建築面積) ×25%

イ (敷地面積- (敷地面積×建ぺい率) ×0.8) ×25%

⇒ア (約22,200m<sup>2</sup>-約5,500m<sup>2</sup>) ×0.25=約4,175m<sup>2</sup>

イ (約22,200m<sup>2</sup>- (約22,200m<sup>2</sup>×0.6) ×0.8) ×0.25=約2,886m<sup>2</sup>

よって、敷地内に2,886m<sup>2</sup>以上の緑化面積を確保する。

- ・枚方寝屋川消防組合宅地開発に係る消防水利等に関する指導規程第7条第2項に基づき、開発区域内の水利施設の配置に関する指導基準が定められている。計画地における基準は次のとおりである。

(開発区域内の水利施設の配置基準)

開発面積0.5ha以上5ha未満の場合 消火栓、防火水槽いずれか1基

⇒防火水槽1基以上を整備する。

- ・枚方寝屋川消防組合宅地開発に係る消防水利等に関する指導規程第11条第1項に基づき、開発区域内の消防活動上必要な空地及び進入路等に関する指導基準が定められている。計画地における基準は次のとおりである。

(消防活動空地の位置、幅員等の基準)

枚方寝屋川消防組合宅地開発に係る消防水利等に関する指導規程

別表第3 (内容:省略)

⇒1か所以上を整備する。

#### ④自動車駐車場の検討

自動車駐車場の必要台数を以下のとおり想定する。

- ・一般利用者駐車台数

現在の一般利用者駐車場は、現用地内に約50台分が確保されているほか、近接する市立保健センターの約100台分の駐車場を使用している。

この状態で、通常の場合には駐車場待ちは生じていないことから、新病院に必要な一般利用者用駐車台数を、現病院の駐車可能台数をベースとして以下のとおり想定する。

⇒現病院の外来患者数 761人（平成19年度実績）

新病院の想定外来患者数 900人

外来患者数の増加割合から想定する駐車台数  $150 \times 900 / 761 = 177$ 台

・車いす使用者駐車台数

大阪府福祉のまちづくり条例の誘導基準に基づくものとし、建築物の出入口に近い位置に3台以上分を確保する。

・業務用車両、救急車両及びタクシーの駐停車場所

資材の搬入やごみ収集などの業務用車両は、サービスヤード等において建物に横づけとする。なお、救急車両は救急医療部門に横付けできるスペースを確保する。また、タクシー用として玄関前ロータリーに待機場所を数台分確保する。

#### ⑤有効活用地の検討

整備計画において「現病院部分については、建物解体後、新病院の駐車場や緑地など必要な整備と併せて、児童遊園の移転や初期救急医療体制の再構築など市民の健康・福祉の向上につながる形での有効利用を検討します。」とされており、将来的に児童遊園等の整備が検討できるよう、敷地内に有効活用地という名称の空地を約3,200m<sup>2</sup>確保しておくものとする。

上記の条件等を踏まえて、敷地内のゾーニング及び動線を以下の図のとおりとする。

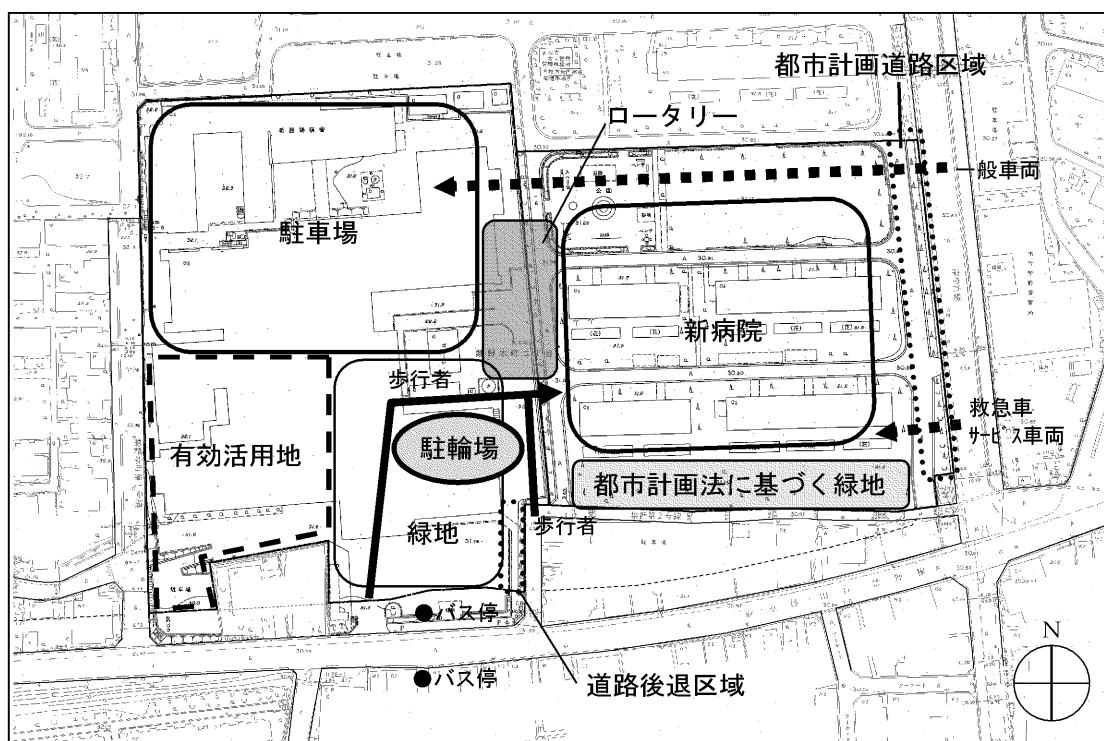


図2-1-2 敷地内のゾーニング及び動線 1/2,000

## (2) 施設規模の検討

### ①延床面積の検討

「1－9参考となる先進事例」において指標とした1床あたりの床面積85m<sup>2</sup>に総病床数335床を掛け合わせて算出した約28,500m<sup>2</sup>を新病院の延床面積の目標数値とする。

### ②部門別面積比率の検討

部門別面積比率については、「1－9参考となる先進事例」において選定した9病院のうち部門別面積が把握できる病院と、現病院の部門別面積をもとに検討する。

下記の比較表によると、現病院の部門別面積比率は、参考にした病院の部門別面積比率の平均値に近い数値ではあるが、診療部門や供給部門の比率が若干少なく、管理部門の比率が大きいことがわかる。

新病院では、こうした点を参考に面積配分を行うものとする。

表2-1-2 部門別面積比率の比較

施設名	病床数	延床面積	部門別面積(m <sup>2</sup> ) ※下段各占有面積の延床面積に対する百分率					
			病棟	外来	診療	供給	管理	その他
深川市立病院	305	23,965	9,355 39.04%	2,492 10.40%	4,813 20.08%	3,366 14.05%	2,866 11.96%	1,073 4.48%
社会保険紀南病院	352	29,304	11,399 38.90%	3,546 12.10%	5,919 20.20%	5,040 17.20%	3,399 11.60%	－ 0.00%
草加市立病院	366	29,296 ※地下駐車場は除く	10,019 34.20%	3,903 13.32%	5,188 17.71%	7,148 24.40%	3,038 10.37%	－ 0.00%
苦小牧市立病院	382	28,830	11,002 38.16%	2,176 7.55%	4,722 16.38%	3,383 11.73%	2,707 9.39%	4,840 16.79%
平均値	351	22,279	8,355 37.50%	2,423 10.88%	4,128 18.53%	3,787 17.00%	2,402 10.78%	1,182 5.31%
現枚方市民病院	419	18,979	6,356 33.49%	1,885 9.93%	2,855 15.04%	2,336 12.31%	2,868 15.11%	2,679 14.11%

### ③建築物の形態

新病院の建築物の形態に影響を及ぼす法的要因としては、以下のものがある。

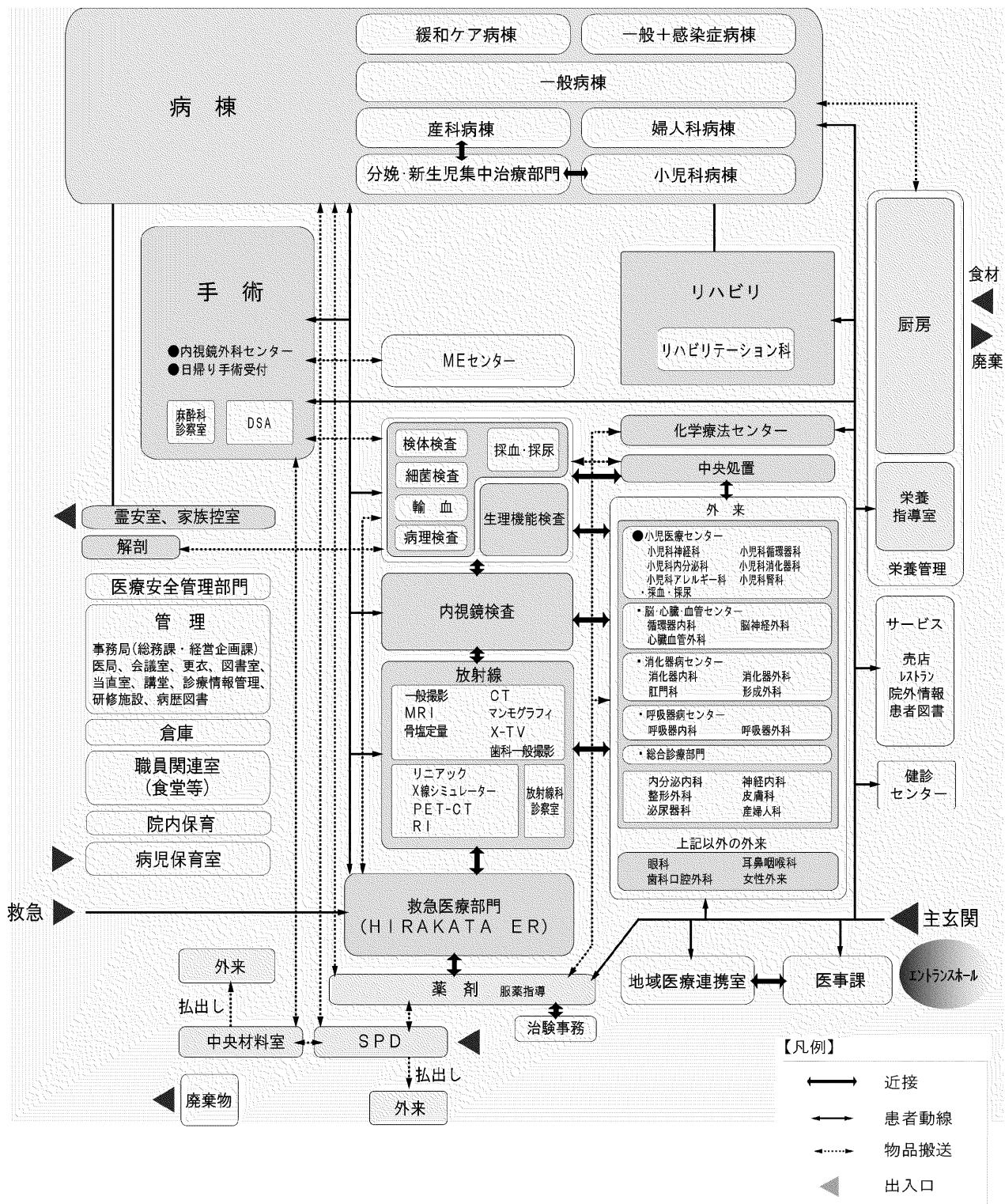
- ・建築基準法第56条第1項第1号の規定に基づく道路斜線制限
- ・建築基準法第56条第1項第2号の規定に基づく隣地斜線制限
- ・建築基準法第56条の2第1項の規定に基づく日影による高さ制限
- ・建築基準法第58条の規定に基づく高度地区による北側斜線制限

### (3) 施設構成の検討

#### ① 基本的な考え方

整備計画の内容をもとに、病院内の各機能の結びつきを系統的にまとめると以下の図のとおりとなる。

図2-1-3 各機能の結びつき



各階の構成については、以下の考え方によるものとする

- ・外来部門は1階を中心に配置する。
- ・救急医療部門は1階に配置する。
- ・中央診療部門は下層階に配置する。
- ・中央診療部門のうち重量機器を設置する放射線部門の諸室は地階に配置する。
- ・病棟部門は上層階に配置する。
- ・病棟部門のうち緩和ケア病棟及び感染症病棟は最上階に配置する。
- ・地域医療連携部門は下層階に配置する。
- ・管理・サービス部門は下層階に配置する。
- ・管理・サービス部門のうち総合的な窓口となる部分は1階に配置する。
- ・管理・サービス部門のうち資機材等の搬入出を行う部分は地階に配置する。
- ・管理・サービス部門のうち霊安室部門は地階に配置する。
- ・管理・サービス部門のうち主たる機械を設置する機械室等は地階に配置する。
- ・栄養管理部門のうち厨房は地階に配置する。
- ・管理・サービス部門のうち病児保育室は1階に配置する。なお、病児保育室は新病院の同一棟内とするが、病院部分と界壁で区画し専用出入口を設けるものとする。

## ②各階ゾーニング計画

前述の検討内容及び施設構成の基本的な考え方をもとに、各階の構成及び各階の部門ごとのゾーニングを以下のとおりとする。

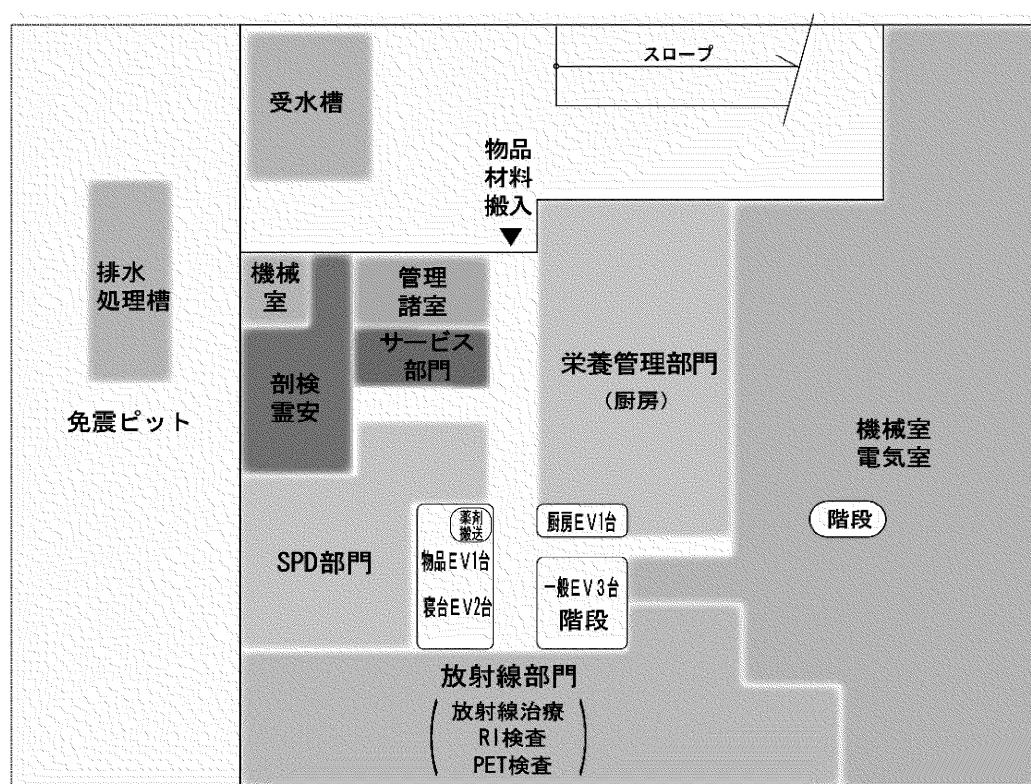


図2-1-4 地階ゾーニング図

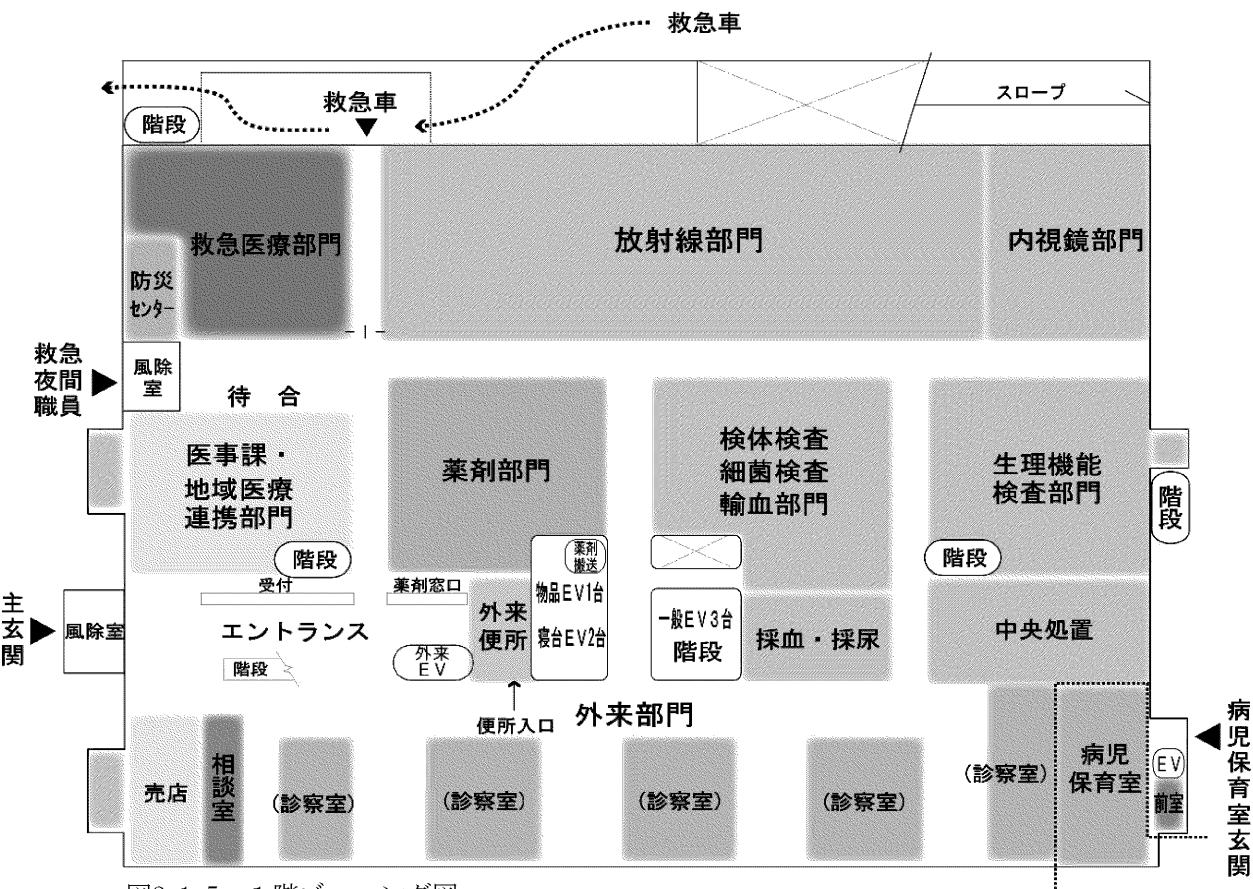


図2-1-5 1階ゾーニング図

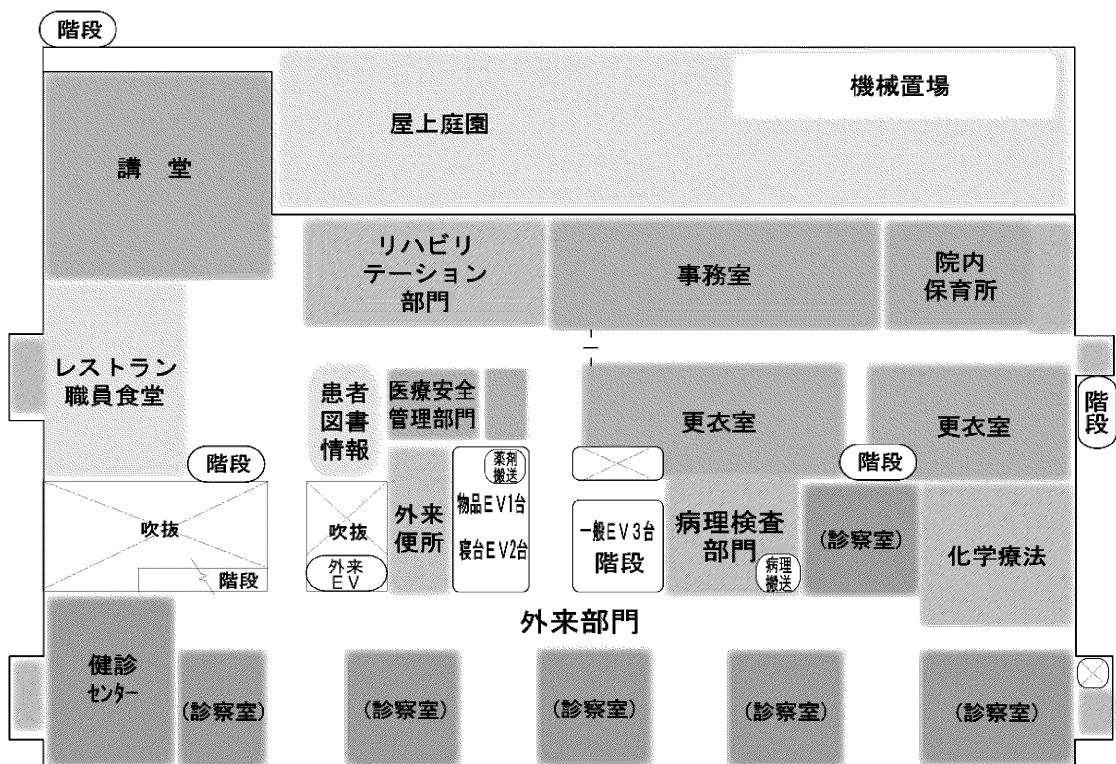


図2-1-6 2階ゾーニング図

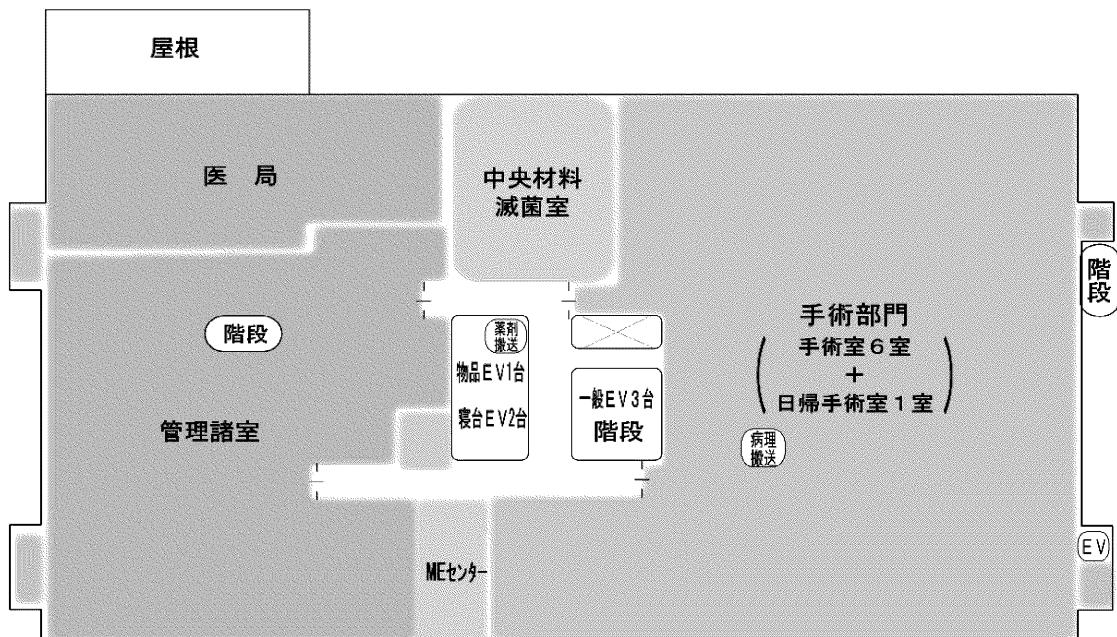


図2-1-7 3階ゾーニング図

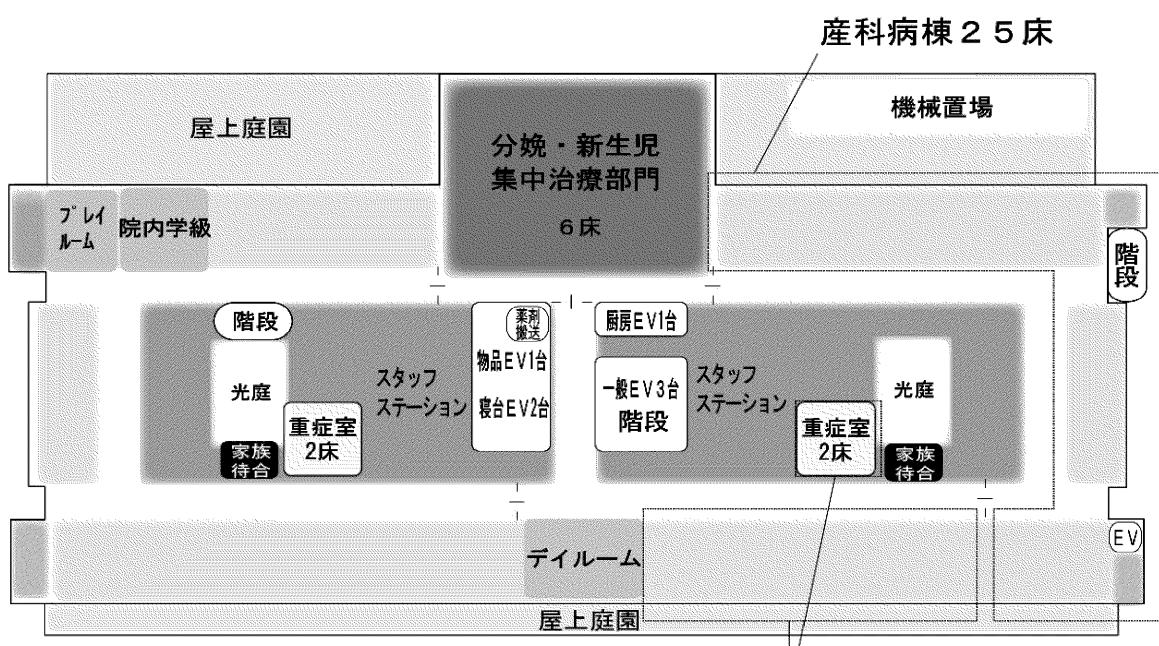


図2-1-8 4階ゾーニング図

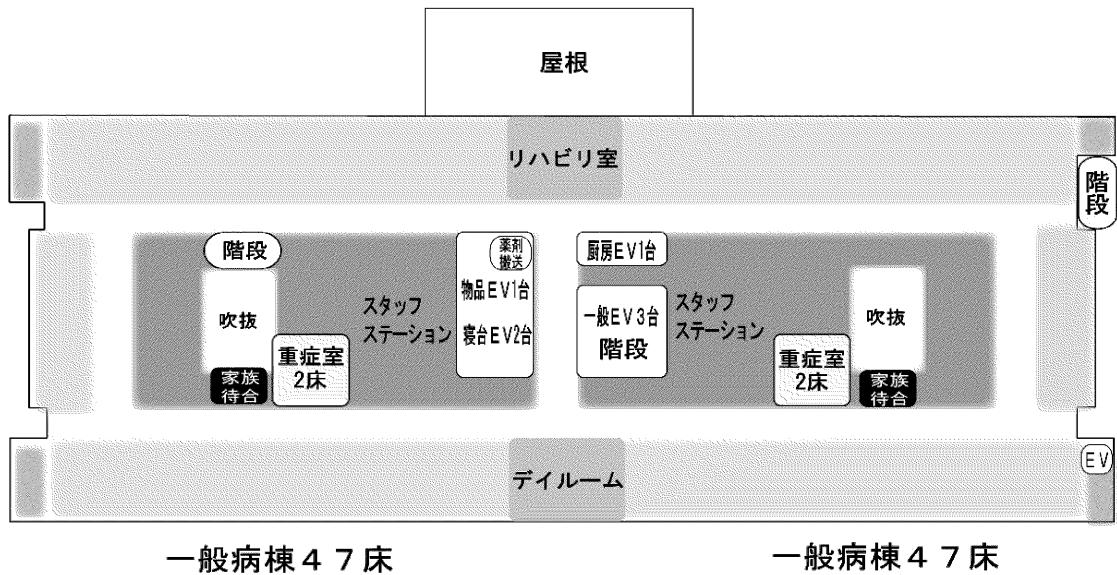


図2-1-9 5階ゾーニング図

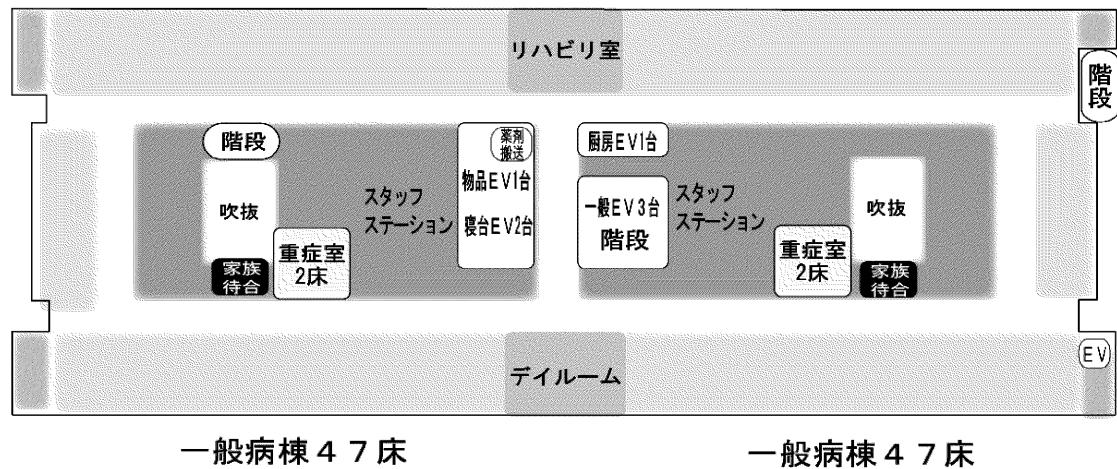


図2-1-10 6階ゾーニング図

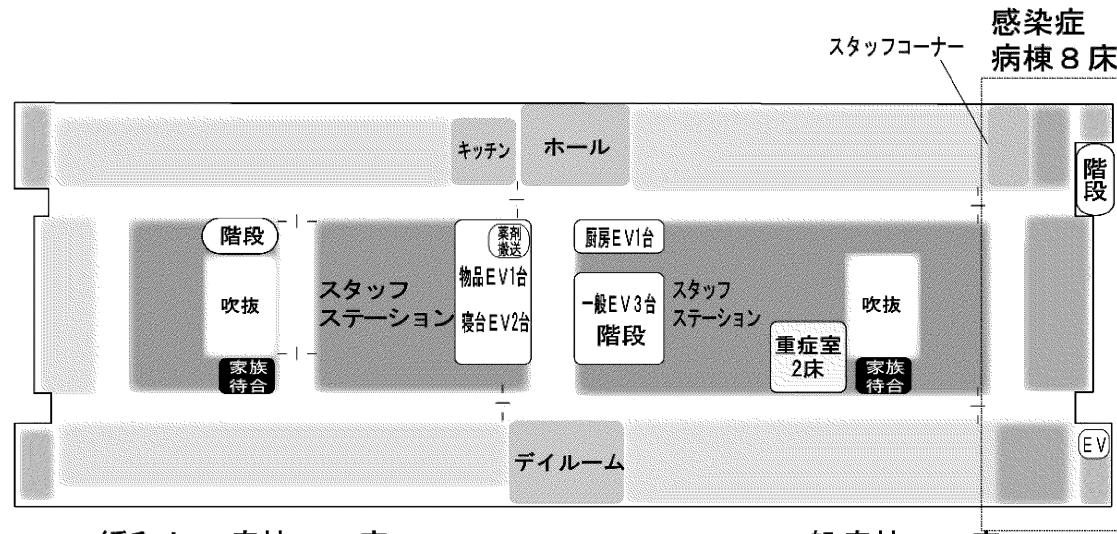


図2-1-11 7階ゾーニング図